

UBS世界CBファンド

円ヘッジコース/米ドルヘッジコース

追加型投信/内外/その他資産(転換社債)



- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、**委託会社のホームページで閲覧できます。**
- 本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、請求目論見書に掲載されています。

[委託会社](ファンドの運用の指図を行う者)

UBSアセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号

<照会先>

ホームページアドレス : <http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号: 03-5293-3700(営業日の9:00~17:00)

[受託会社](ファンドの財産の保管および管理を行う者)

三菱UFJ信託銀行株式会社

商品分類および属性区分表

当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

	商品分類			属性区分				
	単字型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
■UBS世界CBファンド 円ヘッジコース (以下「円ヘッジコース」ということがあります。)	追加型	内外	その他資産 (転換社債)	その他資産 (投資信託証券 (転換社債))	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
■UBS世界CBファンド 米ドルヘッジコース (以下「米ドルヘッジコース」ということがあります。)	追加型	内外	その他資産 (転換社債)	その他資産 (投資信託証券 (転換社債))	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

◎委託会社の情報

設立／1996年4月1日(ユービーエス投資顧問株式会社設立)

資本金／22億円(2023年8月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額／5,204億円(2023年8月末現在)

- ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ・当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続きを行います。
- ・当ファンドの信託財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

「UBS世界CBファンド 円ヘッジコース」および「UBS世界CBファンド 米ドルヘッジコース」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年11月7日に関東財務局長に提出しており、2023年11月8日にその届出の効力が生じております。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

UBS世界CB(米ドルヘッジ[※])マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。)への投資を通じて、主として、世界の転換社債等(転換社債の他、交換可能証券、ワラント付債券、転換権付債務証券を含みます。)を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行い、中期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

※「米ドルヘッジ」とは、組入資産に係る通貨を売り予約し、米ドルを買い予約する為替取引の投資効果により、組入資産が実質的に米ドル建てになることをいいます。当ファンドの仕組みにおいては、当該為替取引は、マザーファンドの投資先である外国投資信託において行います。(以下同じ)

ファンドの特色

1 UBS世界CB(米ドルヘッジ)マザーファンドへの投資を通じて、主として、世界の転換社債等を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行います。

- ・マザーファンドの組入れについては、高位を維持することを基本とします。

2 「円ヘッジコース」と「米ドルヘッジコース」の2つのコースからお選びいただけます。

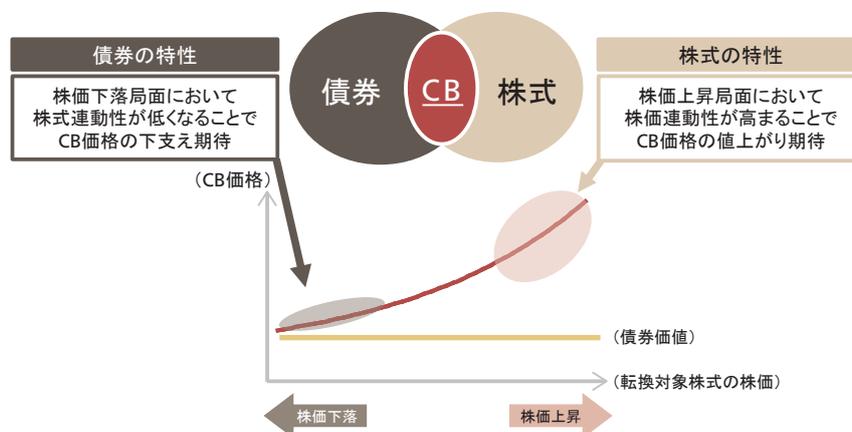
- ・「円ヘッジコース」では、組入資産(実質米ドル建て)について、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
- ・「米ドルヘッジコース」では、組入資産(実質米ドル建て)について、原則として対円で為替ヘッジを行いませんので、基準価額は米ドルと円との為替変動の影響を受けます。

3 CB運用のグローバル・プレーヤーであるUBSアセット・マネジメントが運用[※]を行います。

- ・UBSアセット・マネジメントは総合金融機関UBSグループの資産運用部門です。
- ※マザーファンドの組入外国投資信託「UBS(Lux)ボンド・シキャブ - コンバート・グローバル(EUR)(米ドルヘッジ)」は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーが運用します。

■ CB(転換社債)について

- ・CB(Convertible Bond、転換社債、転換社債型新株予約権付社債)とは、一定の条件で株式に転換できる権利のついた社債です。
- ・債券と株式のそれぞれの値動きの特性を兼ね備えています。



※上記はCBの特性を表すイメージ図です。

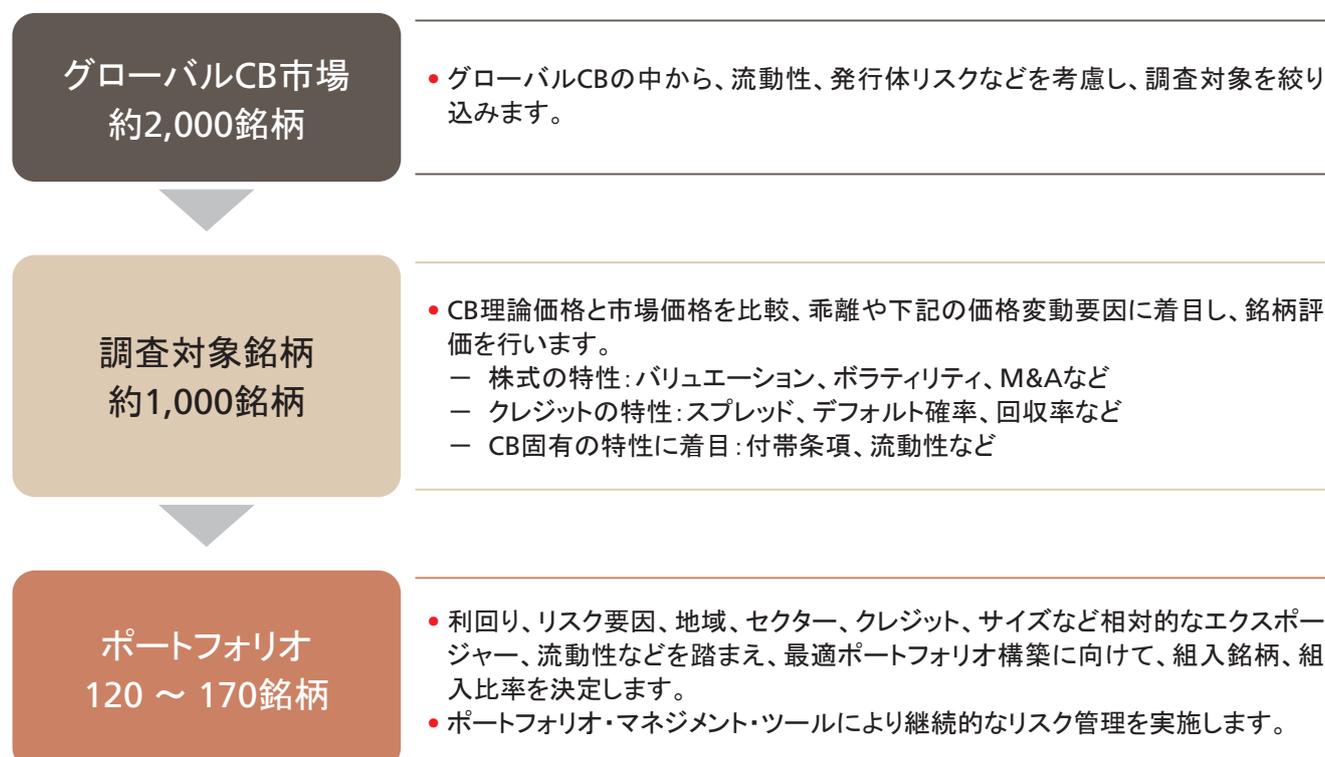
資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■ UBSアセット・マネジメントにおけるCB運用体制*

- ・世界各国のクレジット・アナリスト(債券運用部門)、株式アナリスト(株式運用部門)からの分析と、CB運用チーム独自の分析を統合的に活用して運用しています。



■ 運用プロセス*



2023年8月末現在

※マザーファンドの組入外国投資信託「UBS(Lux)ボンド・シキャブ - コンバート・グローバル(EUR)(米ドルヘッジ)」は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーが運用します。上記の「UBSアセット・マネジメントにおけるCB運用体制」および「運用プロセス」は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーにおけるCB運用について記載しています。

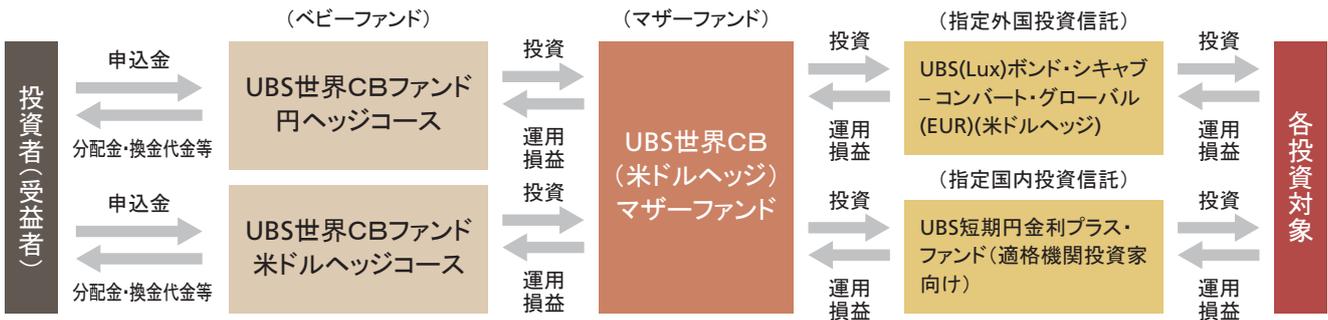
◎ ファンドの仕組み

- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式によるファンド・オブ・ファンズで運用を行います。

[ファミリーファンド方式によるファンド・オブ・ファンズについて]

当ファンドは「UBS世界CB(米ドルヘッジ)マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式によるファンド・オブ・ファンズで運用します。

- ・「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンドに投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。
- ・また、マザーファンドを通じて、主として、世界の転換社債等を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行う「ファンド・オブ・ファンズ」でもあります。



◎ 分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
- ・収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

◎ 主な投資制限

投資信託証券への実質投資割合	制限を設けません。
同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合	制限を設けません。 ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
株式への投資	直接投資は行いません。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
デリバティブの利用	直接利用は行いません。
一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■ マザーファンドが投資対象とする投資信託の概要

投資信託証券の名称	UBS(Lux)ボンド・シキャブ – コンバート・グローバル(EUR)(米ドルヘッジ) (「指定外国投資信託」ということがあります。)
形態	ルクセンブルク籍外国投資信託(米ドル建て)
運用の基本方針	主として世界の転換社債等を投資対象とし、元本の確保および資産の流動性に適切に配慮し、収益の獲得を目指して運用を行います。 なお、米ドル建て以外の組入資産については、組入資産が実質的に米ドル建てとなるよう為替取引を行うことを基本とします。
主な投資対象	主として世界の転換社債および、交換可能証券、ワラント付債券、転換権付債務証券を投資対象とします。
ベンチマーク	リフィニティブ・グローバル・バニラ・CB・インデックス(米ドルヘッジ) (リフィニティブが算出する、世界のCB(転換社債)市場を網羅した指数)
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー

投資信託証券の名称	UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け) (「指定国内投資信託」ということがあります。)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を実質的な主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券、ならびに内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント株式会社

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■ 実質組入対象の公社債の価格変動リスク

公社債の価格は、主に金利の変動（金利変動リスク）および発行体の信用力の変化（信用リスク）の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、公社債の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

■ 実質組入対象の転換社債等の価格変動リスク

転換社債等（転換社債の他、交換可能証券、ワラント付債券、転換権付債務証券を含みます。）の価格は、株式市場の全体的な下落により低下することがあります。事前に決まっている転換社債の転換価格が発行体の株式の時価に近いときまたは下回っているときに、転換社債の時価は対象となる株式の価格変動に特に敏感に反応します。

■ 実質組入対象の株式の価格変動リスク

・ 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

・ 信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、当該企業の倒産等に陥った場合には投資資金の回収が出来なくなることがあり、その場合には基準価額に影響を与える要因になります。

■ カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

■ 為替変動リスク

[円ヘッジコース]

実質組入外貨建資産[※]について、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできませんので、基準価額は円と当該実質組入外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該実質組入外貨建資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

[米ドルヘッジコース]

実質組入外貨建資産[※]について、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円と当該実質組入外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向へ進んだ場合には基準価額が下落する要因となります。

※「実質組入外貨建資産」とは、「指定外国投資信託」における外貨建資産をいい、当該資産は「指定外国投資信託」において、原則として対米ドルで為替取引が行われ、実質米ドル建ての資産となっております。

■ 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

その他の留意点

指定外国投資信託では、解約申込日における解約金総額が当該ファンドの純資産総額10%超となった場合等において、解約申込を制限する場合があります。

[クーリング・オフ]

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

[分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

[流動性リスクに関する留意点]

当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

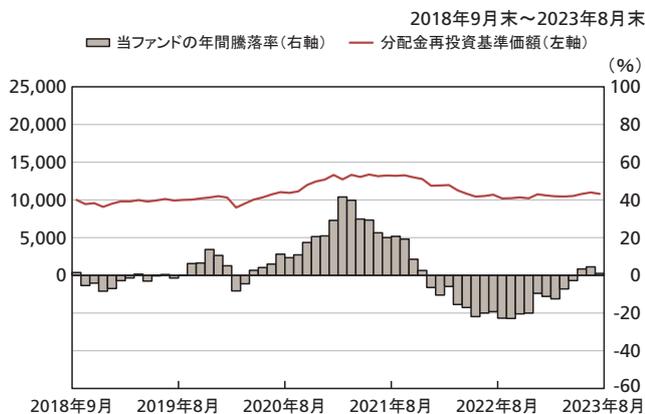
リスク管理体制

委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的開催される委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。

(参考情報)

[円ヘッジコース]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



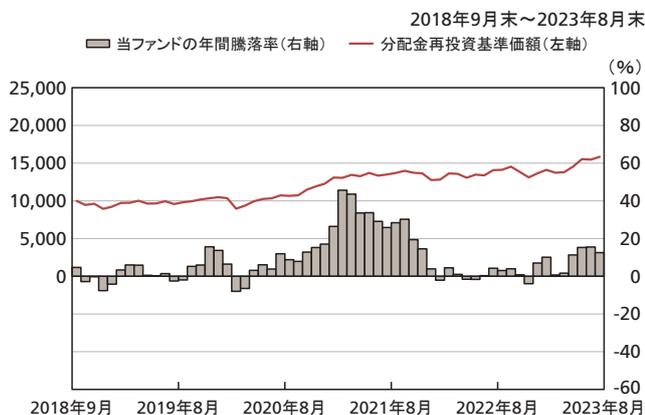
* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年9月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[米ドルヘッジコース]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

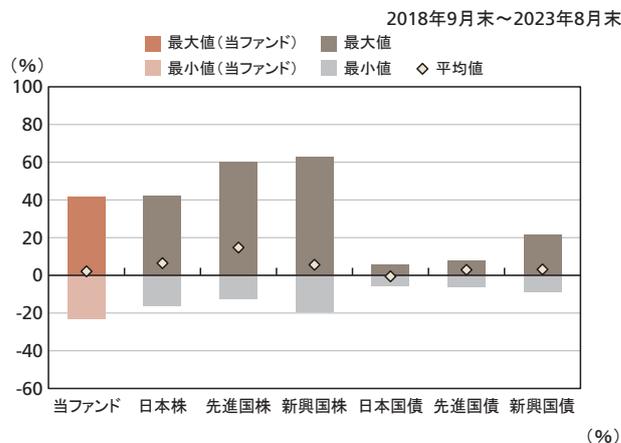


* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年9月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



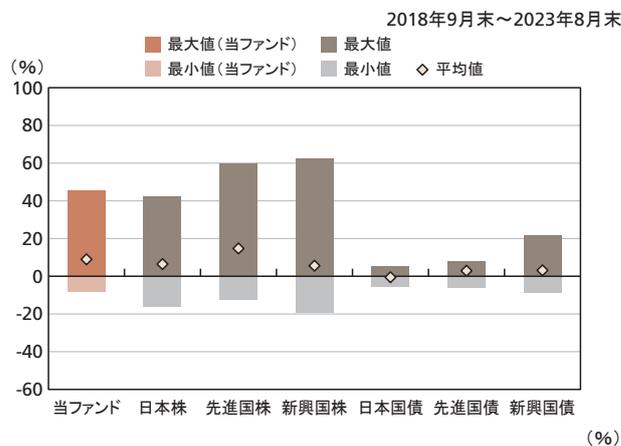
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	41.6	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値	△ 22.9	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	2.1	6.5	14.8	5.6	△ 0.5	2.9	3.2

* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	45.6	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値	△ 8.0	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	9.0	6.5	14.8	5.6	△ 0.5	2.9	3.2

* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

■各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

- ・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
- ・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- ・NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
- ・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移 (2023年8月31日現在)

円ヘッジコース



米ドルヘッジコース



※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の分配金を再投資したものと算出。

分配の推移 (1万口当たり、税引前)

円ヘッジコース

2019年8月	0円
2020年8月	0円
2021年8月	0円
2022年8月	0円
2023年8月	0円
設定来累計	0円

米ドルヘッジコース

2019年8月	0円
2020年8月	0円
2021年8月	0円
2022年8月	0円
2023年8月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況 (2023年8月31日現在)

資産別比率

銘柄名	投資比率
UBS(Lux)ボンド・シキャブ・コンバート・グローバル(EUR)(米ドルヘッジ)	98.95%
UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	0.00%
現金・預金・その他の資産	1.04%
合計	100.00%

組入上位10銘柄

銘柄名	国	構成比率
1 ALNYLAM PHARMACEUTICALS	アメリカ	1.5%
2 AKAMAI TECHNOLOGIES	アメリカ	1.5%
3 PALO ALTO NETWORKS	アメリカ	1.5%
4 ADNOC	アラブ首長国連邦	1.5%
5 BNP(DANONE)	フランス	1.3%
6 ON SEMICONDUCTOR	アメリカ	1.3%
7 WAYFAIR	アメリカ	1.2%
8 WOLFSPEED	アメリカ	1.1%
9 DEXCOM	アメリカ	1.1%
10 MERCADOLIBRE	アメリカ	1.1%

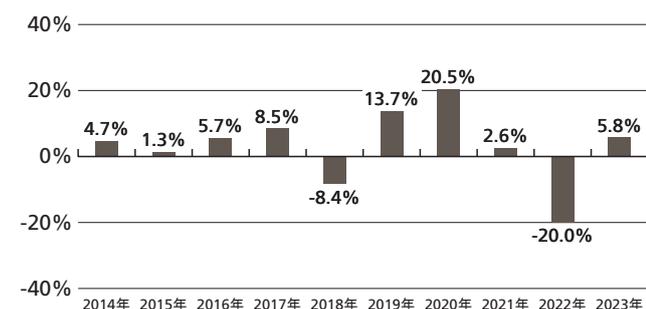
※投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に占める割合です。

※ファンドの純資産総額に対し、円ヘッジコースは105.09%、米ドルヘッジコースは99.99%マザーファンドを組入れています。

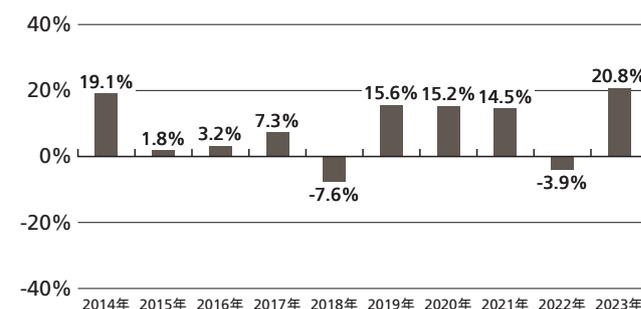
※上記構成比率は、マザーファンドが投資対象とする「UBS(Lux)ボンド・シキャブ・コンバート・グローバル(EUR)(米ドルヘッジ)」における評価総額合計に占める割合です。

年間収益率の推移 (2023年8月31日現在)

円ヘッジコース



米ドルヘッジコース



※2023年は年初から8月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものと算出。

※ファンドにはベンチマークはありません。

手続・手数料等

お申込メモ

購入単位	1円または1口単位を最低単位として販売会社が独自に定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)
購入代金	販売会社の指定する期日までに購入代金を販売会社にお支払いください。
換金単位	1円または1口単位を最低単位として販売会社が独自に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
購入の申込期間	2023年11月8日から2024年5月7日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金不可日	購入および換金の申込日がロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルクの銀行の休業日にあたる場合、または購入および換金の申込日の翌営業日がルクセンブルクの銀行の休業日にあたる場合には、購入および換金のお申込の受け付けは行いません。
購入・換金申込受付の中止および取消	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは購入・換金申込の受付を中止すること、および既に受け付けた購入・換金の申込を取消することがあります。
信託期間	無期限(2011年10月7日設定)
繰上償還	信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約により各ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、各ファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	原則として、毎年8月5日とします。(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
信託金の限度額	各ファンド1,000億円を上限とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年8月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度(NISA)の適用対象です。 ※2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額に、 2.75% (税抜2.5%) 以内 で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	ありません。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド 日々の純資産総額に 年率1.749% (税抜年率1.59%) を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)
		委託会社 0.75% 委託した資金の運用の対価
		販売会社 0.80% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
		受託会社 0.04% 運用財産の管理、運用指図実行等の対価
		※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
	マザーファンドが 投資対象とする 投資信託証券	当ファンドの純資産総額に対して年率0.065%程度 (委託会社が試算した概算値)
	実質的な負担	当ファンドの純資産総額に対して 年率1.814%程度
その他の費用・ 手数料	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.05%)として、日々計上され、原則毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用	
	監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
	印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等
	実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用	
	売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
	保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用
	※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。	

※投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

【税金】

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

- ・ NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。
- ・ 2024年1月1日以降は、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※上記は、2023年8月末現在のものです。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

